

佐労発基 1016 第 3 号
産人第 1326 号の 1
平成 29 年 10 月 16 日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 殿

佐 賀 労 働 局 長



佐賀県産業労働部長



長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者を始めとするすべての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが、重要な課題となっております。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」に基づき、平成 27 年 7 月 24 日に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を閣議決定したほか、同法において、11 月は過労死等防止啓発月間とされています。そのため、本年も 11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減を推進することとしています。また、今月を「年次有給休暇取得促進期間」と定めています。

佐賀県の労働者一人平均の年間総実労働時間をみると、1,879 時間（平成 28 年）と全国平均の 1,783 時間を 96 時間上回っており、その要因の一つである「年次有給休暇の取得率」は 45% 前後で推移し、2020 年までの政府目標である 70% を大きく下回る状況となっております。

こうした中、平成 27 年 9 月 7 日に、佐賀労働局、佐賀県、佐賀県経営者協会及び日本労働組合総連合会佐賀県連合会の四者により、労働環境を根本から見直し、子育て時期などの多様なライフスタイルに応じた年次有給休暇の取得を促進することなどによる長時間労働の抑制の推進、労働者の生活スタイルや地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方の周知啓発を盛り込んだ「佐賀『働き方改革』に向けた共同宣言」を行い、各種取組を進めているところです。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、ノー残業デーや年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）等が挙げられます。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。